

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第3号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(人事異動通知書の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表7の項、9の項、<u>10の項</u>、<u>18の項</u>から<u>25の項</u>まで、<u>30の項</u>から<u>32の項</u>まで、<u>59の項</u>（再任用の任期の満了及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項若しくは第2項又は法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）又は<u>62の項</u>から<u>65の項</u>までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。</p> <p>別表 人事異動用語表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">人事異動の種類</th> <th style="text-align: center;">意</th> <th style="text-align: center;">味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～8 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>9 昇格</u></td> <td><u>職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更する場合をいう。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>10 昇給</u></td> <td><u>職員の号給を同一の職務の級の上位の号給に変更する場合をいう。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>11 降給（降格）</u></td> <td><u>職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する場合をいう。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>12 降給（降号）</u></td> <td><u>職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する場合をいう。</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人事異動の種類	意	味	1～8 略			<u>9 昇格</u>	<u>職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更する場合をいう。</u>		<u>10 昇給</u>	<u>職員の号給を同一の職務の級の上位の号給に変更する場合をいう。</u>		<u>11 降給（降格）</u>	<u>職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する場合をいう。</u>		<u>12 降給（降号）</u>	<u>職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する場合をいう。</u>		<p>(人事異動通知書の交付等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定にかかわらず、職員について別表7の項、9の項、<u>16の項</u>から<u>23の項</u>まで、<u>28の項</u>から<u>30の項</u>まで、<u>57の項</u>（再任用の任期の満了及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項若しくは第18条第1項、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）第2条第1項若しくは第2項又は法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員の任期の満了の場合に限る。）又は<u>60の項</u>から<u>63の項</u>までのいずれかに該当する人事異動を行う場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。</p> <p>別表 人事異動用語表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">人事異動の種類</th> <th style="text-align: center;">意</th> <th style="text-align: center;">味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～8 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>9 昇給</u></td> <td><u>同一の職務の級内で号給又は給料月額の上がる場合をいう。ただし、給料の調整による場合を除く。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>10 降給</u></td> <td><u>同一の職務の級内で号給又は給料月額の下がる場合をいう。ただし、給料の調整による場合を除く。</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人事異動の種類	意	味	1～8 略			<u>9 昇給</u>	<u>同一の職務の級内で号給又は給料月額の上がる場合をいう。ただし、給料の調整による場合を除く。</u>		<u>10 降給</u>	<u>同一の職務の級内で号給又は給料月額の下がる場合をいう。ただし、給料の調整による場合を除く。</u>	
人事異動の種類	意	味																													
1～8 略																															
<u>9 昇格</u>	<u>職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更する場合をいう。</u>																														
<u>10 昇給</u>	<u>職員の号給を同一の職務の級の上位の号給に変更する場合をいう。</u>																														
<u>11 降給（降格）</u>	<u>職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する場合をいう。</u>																														
<u>12 降給（降号）</u>	<u>職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する場合をいう。</u>																														
人事異動の種類	意	味																													
1～8 略																															
<u>9 昇給</u>	<u>同一の職務の級内で号給又は給料月額の上がる場合をいう。ただし、給料の調整による場合を除く。</u>																														
<u>10 降給</u>	<u>同一の職務の級内で号給又は給料月額の下がる場合をいう。ただし、給料の調整による場合を除く。</u>																														

13～65 略

11～63 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。